



福岡医発第 667 号 (地)
平成 30 年 5 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

転倒災害の防止に向けた取り組みについて
－「STOP！転倒災害 セーフティチェック」による転倒災害の防止－

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり福岡労働局より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

平成 29 年の福岡県内の労働災害につきましては、休業 4 日以上之死傷災害が 5,281 人と、前年と比べ 106 人 (前年比 2.0%) の増加となっており、このうち転倒災害が約 2 割を占め、最も件数が多くなっています。そこで、転倒災害の減少を図るため、平成 27 年 1 月から「STOP！転倒災害プロジェクト」を主唱し、各事業場における転倒災害防止対策の展開を図ってきた結果、平成 29 年は、統計を取り始めてから、過去最少の減少率を示すなど、一定の成果が得られたところです。

しかしながら、転倒災害は、依然として、死傷災害の中で最も件数が多く、今年は 4 月末時点で、約 6 割も増加している状況となっています。

また、転倒災害を、2017 年と比して 2022 年までに 7% 以上目標とした第 13 次労働災害防止計画が本年度からスタートしており、目標達成に向け、更なる取組が必要となっています。

このような状況を踏まえ、転倒災害防止には安全点検によるチェック項目の実施が有効であるということから、福岡労働局においては、「STOP！転倒災害 セーフティチェック」をキャッチフレーズとして、6 月 (安全週間準備期間) から翌年 2 月 (積雪や凍結による転倒災害の多発時期) までの毎月 1 日から 7 日を転倒災害防止のための点検項目を点検する重点取組期間と定め、転倒災害の防止に向けた取組を推進することといたしました。

つきましては、別紙のリーフレット配布等により、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
副会長 山下拓郎

平成 30 年 5 月 21 日

公益社団法人 福岡県医師会 殿

福岡労働局長



転倒災害の防止に向けた取り組みについて（協力要請）

－「STOP！転倒災害 セーフティチェック」による転倒災害の防止－

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年における県内の労働災害は、休業 4 日以上之死傷災害が 5,281 人で前年と比べ 106 人（前年比 2.0%）の増加になっており、このうち、転倒災害が約 2 割を占め、最も件数が多くなっています。そこで、転倒災害の減少を図るため、平成 27 年 1 月から「STOP！転倒災害プロジェクト」を主唱し、関係各位におかれても周知等に御協力をいただき転倒災害防止運動の展開を図ってきた結果、平成 29 年の転倒災害は、統計を取り始めてから、過去最少の減少率を示すなど、一定の成果が得られたところです。

しかしながら、転倒災害は、依然として、死傷災害の中で最も件数が多く、今年は、4 月末時点で、約 6 割も増加している状況となっています。

また、転倒災害を、2017 年と比して 2022 年までに 7%以上目標とした第 13 次労働災害防止計画が本年度からスタートしており、目標達成に向け、更なる取組が必要となっています。

このような状況を踏まえ、転倒災害防止には安全点検によるチェック項目の実施が有効であるということから、「STOP！転倒災害 セーフティチェック」をキャッチフレーズとして、6 月（安全週間準備期間）から翌年 2 月（積雪や凍結による転倒災害の多発時期）までの毎月 1 日から 7 日を転倒災害防止のための点検項目を点検する重点取組期間と定め、転倒災害の防止に向けた取組を推進することとしました。

つきましては、趣旨をご理解の上、別添のリーフレット（福岡労働局HP掲載）の配布、貴団体HPへの掲載等により、貴団体の会員事業場に対し周知いただくとともに、同リーフレットを活用した会員等の方々の点検の実施を働きかけていただきますようお願いいたします。

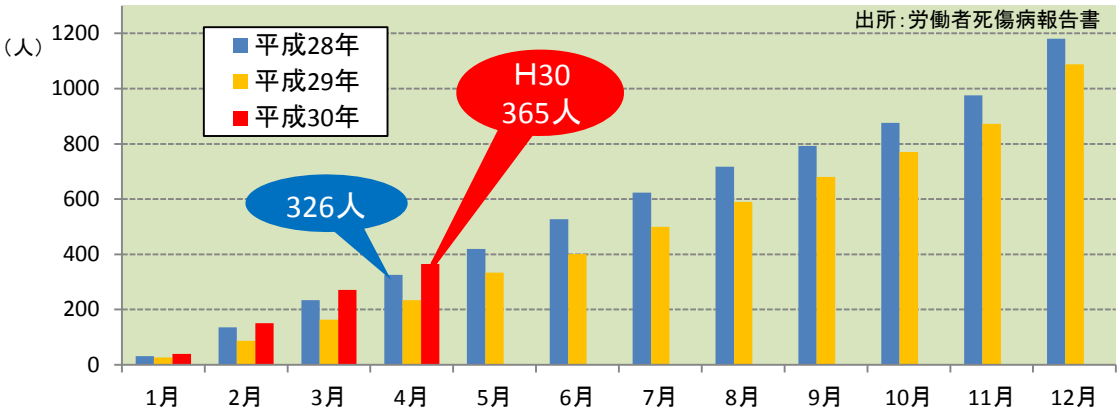
また、周知いただいた内容につきまして、平成 31 年 3 月 15 日（金）までに、別添による実施結果のご連絡にご協力をいただきますよう、併せて、お願いいたします。

STOP！転倒災害 セーフティチェック

～ 安心、安全に働くことができる環境づくりを目指して ～

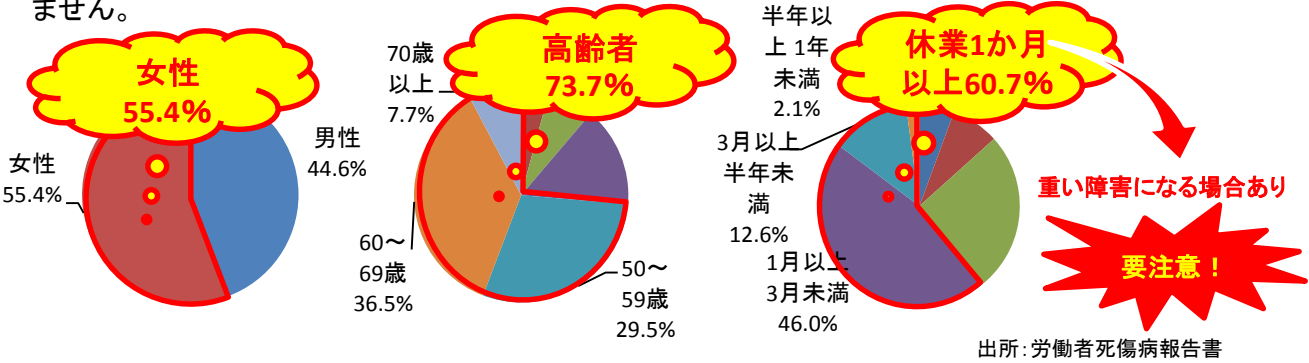
1 本年に入り、転倒災害が急増しています！ STOP!

平成29年における福岡県内の転倒災害発生状況は1,088人と、転倒災害に注目し災害分析を始め
てから過去最少でした。しかしながら、平成30年に入り、4月末で365人(+56.0%)と急増しています。



2 女性及び高齢者の方が多く、休業が長期化しています！ STOP!

過去の分析では、女性労働者が55.4%、高齢者が73.7%と多く発生。休業1か月以上が60.7%を
占め、転倒災害であっても、大腿骨の骨折などにより、重い後遺障害が残る場合もあり、軽視でき
ません。



3 転倒災害防止するために、毎月1～7日に決まって、セーフティチェックを実施し、安全に働ける環境づくりを目指してください！ STOP!

セーフティチェック項目		レ
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐



4 さらに、転倒災害リスクを低減するために！ STOP!

リスク低減のポイント：転倒の主な原因は、**滑り**(Slido)、**躓き**(Stumbling)、**踏み外し**(Stepping out)の**3S**です。

平成29年に「STOP 転倒災害！FUKUOKA 総点検運動」を推進した結果、転倒防止対策として、「危険マップの作成(危険の見える化)」や「転倒予防の教育の実施」の取り組みが低調であること、10人～49人の事業場規模で、安全衛生推進者(又は衛生推進者)が選任されていないことが明らかとなっています。

①見える化

転倒災害リスクが高いところにステッカーを貼りましょう。



②教育の実施

転倒予防の教育を実施しましょう。



③管理の整備

安全衛生推進者等を選任し、転倒災害防止に取り組みましょう。
(根拠条文：労働安全衛生法第12条の2)

5 他社が取り組む、転倒防止対策を紹介！ STOP!

●チェック項目1に該当する事例

高く荷物を積み上げないようにする。また、重い物は下方、軽い物は上方に置く、4Sを徹底する。

●チェック項目3に該当する事例

通路が暗いため、現在設置されている蛍光灯を従来の照度以上のLEDへ変更する。

●チェック項目4に該当する事例

新入社員入社時に、公表されている資料を使って、転倒予防教育を行う。

●チェック項目5に該当する事例

- ・女性社員に対し、仕事中はハイヒールの靴を使用しないよう指導する。
- ・耐滑性を有する作業靴に交換する。また、定期的に、靴底(ソール)の摩耗を点検する。

●チェック項目7に該当する事例

外部に出る扉に足元注意の標示を貼付する。

●チェック項目8に該当する事例

上履き(作業靴)は、踵までキチンと履くよう徹底する。

●チェック項目9に該当する事例

転倒予防として、ストレッチ体操を導入する。

6 活用できる資料を紹介！ STOP!

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP！転倒災害プロジェクト」

STOP！転倒 検索

■転倒予防教育に活用できる教材(PPTで全19枚。ダウンロードし、スライドショーで実行できます。)

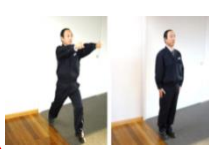


■転倒防止体操(体操の効果：8か月実施した結果、バランス、俊敏性が改善されています。)

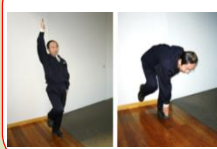
つま先かかと立ち



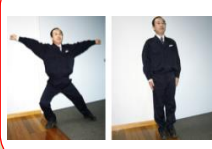
フォワードランジ



つま先タッチ



サイドランジ



片足スクワット

